毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

ページ

告　示

○青少年に有害な図書類の指定（六五四・県民文化政策課）……1
○青少年に有害な興行の指定（六五五・県民文化政策課）……1
○認定リサイクル製品の調達の状況の公表（六五六・環境あきた創造課）……2
○保安林の指定の解除（六五七・山本地域振興局農林部）……2
○道路区域の変更（六五八・道路課）……3
○道路の供用開始（六五九・道路課）……3
○建築基準法による道路位置の指定（六六〇・山本地域振興局建設部）……3
○開発行為に関する工事の完了（六六一・仙北地域振興局建設部）……4

公　告

○物品調達契約に係る一般競争入札の実施（科学技術課）……4
○土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可（北秋田地域振興局農林部）……5
○土地改良区の役員の就任の届出（仙北地域振興局農林部）……5
○物品調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課）……5

その他

○秋田県市町村職員共済組合の決算の要旨の公告……6

告　示

秋田県告示第六百五十四号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成十七年七月二十二日から施行する。

平成十七年七月二十二日

秋田県知事　寺　田　典　城

指定番号	図書名	発行所	指定理由
一〇三四四	恋愛情熱ラブパッション　7月号	株式会社一水社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇三四五	プチもも　7月号	株式会社近代映画社	
一〇三四六	レディース・コミック微熱　8月号	セブン新社	
一〇三四七	ＲｅＲｏｓａ（レ・ローザ）　２００５年８月号	株式会社心交社	
一〇三四八	プレイコミック　№１３	秋田書店	
一〇三四九	爆漫スペシャル　8月号	株式会社ジャイロ	
一〇三五〇	パソコンパラダイス　２００５年８月号	株式会社メディアックス	
一〇三五一	ＮＰ！　8月号	株式会社白石書店	
一〇三五二	月刊薔薇族　２００５年８月号	株式会社メディアソフト	
一〇三五三	裏モノＪＡＰＡＮ　２００５年８月号	鉄人社	

秋田県告示第六百五十五号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成十七年七月二十二日から施行する。

平成十七年七月二十二日

秋田県知事　寺　田　典　城

映画

指定番号	題名	配給会社	指定理由
六三四九	痴漢電車　ゆれて密着お尻愛	オーピー映画	著しく青少年の性的

森林の所在場所	全面積	保安林面積	保安林解除面積見込み	指定の目的	解除の理由
六三五〇　馬と潮風に抱かれて　オーピー映画					
六三五一　変態オヤジ　四十路熟女の色下着　新日本映像					
六三五二　新日本映像ニュース（変態オヤジ　四十路熟女の色下着）　新日本映像					
六三五三　恥母の名古屋帯　いじくる　新日本映像					
六三五四　セックス詐欺の女　濡れてよがる　新東宝映画					
六三五五　変態体位　いやらしい性生活　オーピー映画					
六三五六　新日本映像ニュース（恥母の名古屋帯　いじくる）　新日本映像					
六三五七　援助交際物語　したがるオンナたち　新東宝映画					
六三五八　ふたり妻　寝室の淫らの匂い　オーピー映画					
六三五九　人妻㊙盗撮　背徳の情交　オーピー映画					
六三六〇　エプロン寮母　からみつく痴態　新日本映像					
六三六一　刺青淫婦　つるむ　新日本映像					
六三六二　ノーパン秘書　中出し接待　オーピー映画					
六三六三　ミスピーチ　巨乳は桃の甘み　オーピー映画					
六三六四　新日本映像ニュース（エプロン寮母　からみつく痴態）　新日本映像					
六三六五　新日本映像ニュース（刺青淫婦　つるむ）　新日本映像					

感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第六百五十六号

秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第四十四号）第十一条第二項の規定により、平成十六年度における認定リサイクル製品の調達の状況を次のとおり公表する。

平成十七年七月二十二日

秋田県知事　寺　田　典　城

品目	認定製品数	調達製品数	調達額概算（千円）
バーク堆肥	五	四	一三四、九〇三
植栽基盤材	六	四	二七、〇一六
木製工作物	六	二	二四、八六九
木質系舗装材	九	四	一二、二〇九
再生有機系建材	二	二	五、九七九
その他	七二	五	一、九二七
合計	一〇〇	二一	二〇六、九〇三

備考　調達額概算とは、調達製品の希望販売価格に調達数量を乗じて得た額をいう。

秋田県告示第六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十七年七月二十二日

秋田県知事　寺　田　典　城

郡市	町村	大字	字	地番	台帳見込み（平方メートル）	（ヘクタール）	（ヘクタール）	（ヘクタール）		
山本郡	山本町	下岩川	根小屋沢	二九の六	四二四、八二〇	四二・四八二〇	四二・四八二〇	〇・六〇五八	干害の防備	道路用地とするため。

（関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに山本郡山本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

平成十七年七月二十二日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県告示第六百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

一　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	比内森吉線	北秋田市森吉字桐内沢国有林一〇四二林班い小班内	三五・〇〇～四三・〇〇	〇・〇四五
	新	比内森吉線	〃	三五・〇〇～五三・〇〇	〇・〇四五

二　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一)　場所　建設交通部道路課

(二)　期間　平成十七年七月二十二日から同年八月四日まで

秋田県告示第六百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年七月二十二日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百五号	仙北郡田沢湖町小松字本町二一四地先から字真木口一三二番三地先まで

二　供用開始の期日　平成十七年七月二十二日

三　供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一)　場所　建設交通部道路課

(二)　期間　平成十七年七月二十二日から同年八月四日まで

秋田県告示第六百六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十七年七月二十二日

秋田県知事　寺　田　典　城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
東京都台東区台東一丁目三番五号 三菱マテリアル不動産株式会社 代表取締役　飯　塚　　基	能代市字新山前五十番一	三〇・七七メートル	六メートル	平成十七年七月十四日

秋田県告示第六百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十二年六月二十二日付け指令仙建―二十八―二で許可した開発行為（第一工区）に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年七月二十二日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　開発許可を受けた者の住所及び氏名

大仙市大曲花園町一番一号

大仙市土地開発公社　理事長　栗　林　次　美

二　開発区域（第一工区）に含まれる地域の名称

大仙市内小友字山根八十九番三の内、八十九番六の内、八十九番八の内、八十九番十の内、八十九番十一の内、同字明通三十六番、同字中沢頭十九番三の内、十九番五の内及び二十番三の内

公　告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年七月二十二日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　入札に付する事項

(一)　借入物品の名称及び数量

コンピュータ実習システム　一式

(二)　借入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三)　借入期間

平成十七年十月一日から平成二十一年九月三十日まで

(四)　借入物品の設置場所

秋田県立大学本荘キャンパス

二　入札に参加する者に必要な資格

(一)　地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二)　当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三　契約条項を示す場所等

(一)　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一五―〇〇五五　由利本荘市土谷字海老ノ口八十四番地四

秋田県立大学事務局本荘事務室（電話〇一八四―二七―二〇〇〇）

(二)　入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年七月二十二日（金）から同年八月一日（月）までの期間、随時交付する。

四　入札執行の日時及び場所

平成十七年八月五日（金）午後二時

秋田県立大学本荘キャンパス　共通施設棟二階　中会議室

五　入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六　その他

(一)　入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(五) その他
詳細は、入札説明書による。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、大館市下川沿土地改良区から申請があった新たな土地改良事業（深堀堰地区県単小規模土地改良事業）の施行について、平成十七年七月十五日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年七月二十二日

秋田県知事　寺　田　典　城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県西仙北土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年七月二十二日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　就任理事の住所及び氏名

大仙市神宮寺字八石三十七番地　高橋利雄
〃　大沢郷宿字宿八十七番地二　齋藤繁吉
〃　土川字半道寺十二番地　佐藤浩康
〃　土川字上野三十一番地　阿部博安
〃　大沢郷宿字丸山二十八番地　佐藤和幸
大仙市大沢郷寺字皆別当三十三番地　戸島昇

二　就任監事の住所及び氏名

大仙市円行寺字大場台十番地　佐々木慧
〃　刈和野字山北ノ沢二十一番地十一　齋藤正夫

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年七月二十二日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
語学学習装置　一式

(二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限
平成十七年九月三十日（金）

(四) 納入場所
秋田県立大館国際情報学院高等学校

二　入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三　契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇―八五七〇　秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課（電話番号〇一八―八六〇―二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年七月二十二日（金）から同年八月一日（月）までの期間、随時交付する。

四　入札執行の日時及び場所
平成十七年八月五日（金）午後一時四十五分
秋田県庁地下一階管財課入札室

五　入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百

六十条から第百六十二条までに規定するところによる。

六　その他

(一)　入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二)　入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三)　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四)　提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五)　その他

詳細は、入札説明書による。

その他

秋田県市町村職員共済組合公告

秋田県市町村職員共済組合定款第５条の規定に基づき、平成16年度決算の要旨を公告する。

平成17年７月22日

秋田県市町村職員共済組合理事長　川　口　　博

損益計算書の要旨

（単位：千円）

	経理区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金支払
収入	負担金	4,645,019	14,737,984	147,678	173,001					
	掛金	4,425,736	7,704,176		172,866					
	施設収入・商品売上					22,786				
	基礎年金国庫金									1,270,986
	基礎年金交付金		1,997,949							
	利息及び配当金	44	2,152,087	48	135	1	234,182	1		
	その他の収入	561,605	227,772	7	7,946	682	32,324	491,591	3,900	
	他経理から繰入			71,081		22,276				
	前年度支払準備金	806,305	1,457							

	前年度繰越長期給付積立金		104,315,217							
	計	10,438,709	131,136,642	218,814	353,948	45,745	266,506	491,592	3,900	1,270,986
支出	給付	4,796,643	20,250,412							
	役職員給与			96,260	37,365	12,943	3,019	18,443	3,228	
	旅費・事務費			22,594	1,953	219	1,168	1,050	55	
	商品仕入									
	飲食材料費					4,687				
	委託費			11,463		1,248				
	支払利息						162,958	398,641	1,553	
	連合会払込金	154,809	215,113		187			23,267		
	老人保健拠出金	1,928,578								
	退職者給付拠出金	1,151,378								
	基礎年金拠出金負担金		5,750,037							
	基礎年金									1,270,986
	他経理へ繰入	27,333	43,748							
	その他の支出	1,025,090	4	56,179	305,875	26,648	4,251	18,903	647	
	次年度支払準備金	790,260	0							

	次年度繰越長期給付積立金		104,877,328							
	計	9,874,091	131,136,642	186,496	345,380	45,745	171,396	460,304	5,483	1,270,986
差引当期利益金又は当期欠損金（△）		564,618		32,318	8,568	0	95,110	31,288	△1,583	

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	1,182,677	7,125,710	325,305	806,920	41,136	4,963,796	136,557	127,318	
	固定資産		97,751,617	3,863	37	18,642	11,477,469	20,681,370		
	繰延資産									
資産合計		1,182,677	104,877,327	329,168	806,957	59,778	16,441,265	20,817,927	127,318	
負債	流動負債	92,233		772	3,329	1,044	16,083,992	984	4,794	
	固定負債	790,260		101,779	57,960	18,398	370	19,961,810	85,370	
	負債合計	882,493		102,551	61,289	19,442	16,084,362	19,962,794	90,164	
資本	資本剰余金	300,184		491	2,325	40,335				
	積立金		104,877,327							
	利益剰余金			226,126	743,343	1	356,903	855,133	37,154	
	資本合計	300,184	104,877,327	226,617	745,668	40,336	356,903	855,133	37,154	
負債・資本合計		1,182,677	104,877,327	329,168	806,957	59,778	16,441,265	20,817,927	127,318	

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千六百七十五円（税込）
印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号　電話(862)六七六六　FAX(863)〇〇〇五
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号　繁雄
古紙配合率100%